

要介護認定等に係る情報提供申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

次の被保険者の要介護認定等に係る情報について、介護サービス計画を作成するために 必要がありますので、秋田市介護保険要介護認定等に係る情報提供に関する要綱に基づき申し込みます。なお、情報の提供を受けた際は、裏面事項を遵守することを誓約いたします。

申込者欄	事業所番号										
	事業所名										
	住所 〒			-			TEL ()			-	

被保険者欄	被保険者番号										
	(フリガナ) 氏名						生年月日	M・T・S・H 年 月 日			
	住所 〒			-			TEL ()			-	

提供欄	1 要介護認定等に使用した認定調査結果及び一次判定結果
	2 主治医意見書

*この申込書を提出する際には、身分証明書を提示してください。

〈注意事項〉 介護保険要介護認定等申請書又は居宅届において本人の同意がない場合は、下の同意欄で同意を得てください。

被保険者の情報提供同意欄

(宛先) 秋田市長	
私は、上記申込者に、介護サービス計画の作成のため、市が保有する私の要介護認定等の情報を提供することに、同意します。	
年 月 日	
住所	
氏名	

要介護認定等に係る情報提供に関する遵守事項

＊＊ 必ず守ってください！ ＊＊

この制度は、要介護者等の介護サービス計画の適切かつ円滑な作成、良質な介護サービスの提供、個人情報の保護を目的として、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に対し要介護認定等に係る情報を提供する制度です。

居宅介護支援事業者等の皆さんに提供する情報の内容は、すべて要介護者等本人の個人情報であるため、その取扱いについては、次の事項を遵守のうえ、当該制度の趣旨に沿った慎重な取扱いをお願いいたします。

なお、この遵守事項が守られないときは、情報の提供ができなくなりますのでご了承ください。

【 遵 守 事 項 】

- 1 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないでください。
- 2 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料の内容を、市の承認があるときを除き、他の者に知らせたり、提供しないでください。
- 3 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料をサービス担当者会議等に用いるときは、予め本人の同意を文書により得てください。また、会議等終了後速やかに認定等関係資料を回収してください。
- 4 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料を厳重に管理し、紛失や破損したりしないよう努めてください。なお、認定等関係資料を紛失や破損したときは、直ちに市に連絡し、その指示に従ってください。
- 5 居宅介護支援事業者等は、本人との居宅介護支援サービスや施設サービスの提供に係る契約事務が終了したとき、その他資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに認定等関係資料（当該資料を複写し、又は複製したものを含む。）を市に返却してください。
- 6 居宅介護支援事業者等は、市から認定等関係資料の提示、提出や返還を求められたときは、速やかにこれに応じてください。
- 7 居宅介護支援事業者等の管理者は、職員や職員であった者に対し、上記に掲げる事項を遵守するよう必要な措置を講じてください。